

機器貸与型研究助成に関する Q&A
研究者⇒委員会

※文言の説明※

- ・物療学会（一般社団法人 日本物理療学会）
- ・学術大会（日本物理療学会学術大会）
- ・委員会（物療学会/研究助成委員会）
- ・研究者（機器貸与型研究助成を活用して研究する物療学会会員）
- ・機器貸出し企業（物療学会の賛助会員で、機器貸与型研究助成に協力できる企業）

Q1. 誰でも貸出ししてもらえますか？

⇒機器貸与型研究助成を活用した研究をしようとしている物療学会会員のみです。

Q2. 助成金制度及び機器貸与型助成制度への両方への申請はできますか？

⇒できません。どちらか一方です。しかも、同一機器による機器貸与型助成制度への申請は、1 回のみです。

Q3. 貸出しのための費用はかかりますか？

⇒いわゆる「レンタル料」というものはかかりません。追加の消耗品は別途必要です（Q8 参照）

Q4. 貸出して欲しい機器はどうやって選べばいいですか？

⇒今年度の貸出し可能機器のリスト（別紙「貸出し機器一覧」）から選んでください。

Q5. 貸出しの決定はどのようになされますか？

⇒委員会が、研究助成申請案件全体の中から、機器貸与に関する申請案件を抽出し、申請内容に対する貸出し該当機器を審査・選考（※）します。その後、委員会より研究者に、機器貸出し企業に対して審査結果の通知を行います。

※該当機器が複数の研究者から上がった場合の審査・選考も含む。

Q6. 一つの申請につき、複数台数の貸出しは可能ですか？

⇒できません。1 台のみです。

Q7. どの位の期間貸出ししてもらえますか？

⇒1 年以内です。

Q8. 追加の消耗品も貸出ししてもらえますか？

⇒最初の標準付属品 1 セットのみです。それ以上の使用については、機器貸出し企業にご発注願います。

Q9. 貸出し期間中にトラブル（動作不良、有害事象等）が起きてしまったらどうすればよいですか？

⇒正常な使用による機器トラブルの場合はメーカーが責任を負うこととなります。また、異常な使用や機器を傷つけたり落下させたりした場合は研究者が責任を負うことになりま

す。いずれにしろ、委員会では責任を負い兼ねますので、トラブル状況を整理し、直接、機器貸出し企業にご相談ください。なお、トラブルに対する状況・対応結果をトラブル確認書にてご報告ください（研究者⇒機器貸出し企業⇒委員会）。

Q10. 貸出しのための契約をする必要がありますか？

⇒必ず、貸出し企業に対して「医療機器の貸出しに関する確認書」を発行してください。また、「医療機器賃貸借契約書」は貸出し企業ごとの規定に従って必要に応じて交わしてください。なお、機器貸出しが始まる前に、医療機器業公正取協議会(<https://www.jftc-mdi.jp/index.html>)発行の「医療機器の貸出しについて」(https://www.jftc-mdi.jp/pdf/kashidashi_202009.pdf)のパンフレットを必ず一読しておいてください。

Q11. COI（利益相反）について気を付けることはありますか？

⇒研究成果の発表のCOI表記の際に、「物療学会の研究助成制度により〇〇企業様から貸出しをしてもらっている」旨を表記することが必要となります。

Q12. 臨床研究法について気を付けることはありますか？

⇒機器貸出しということにかかわらず、研究を進めるということに関して、貴施設での倫理委員会の承諾を取った上で研究を行う必要があります。計画書を提出する際、貴施設の倫理委員会での審査状況を必ず明記ください。

Q13. 機器貸出しに伴う結果報告（研究報告）を行う必要がありますか？

⇒次年度の日本物理療法学会が主催する学術大会での研究成果の発表及び物療学会機関誌の「物理療法科学」に論文の投稿をお願いいたします。

Q14. 「機器貸与型研究助成」に再度申請することはできますか？

⇒同一機種での再申請はできません。機器が異なる場合は、再申請が可能です。